

第6回印西市補助金等評価委員会会議録

平成25年10月2日（水）
印西市役所会議棟 203会議室

開 会 13時30分

出席委員 藤澤進委員長、神沢學委員、関川弘和委員、深堀哲夫委員、増田葉子委員

欠席委員 なし

担 当 課 （農政課）横山主査、岩井主査、古谷主査補、関主査補

事 務 局 武藤課長、坂巻副主幹、鈴木主査補、稲富主事

傍 聴 者 1名

事務局 ただ今より、第6回補助金等評価委員会を開会いたします。本日の審議に入る前に委員の皆様にお計りしたい点がございますので、事務局から説明させていただきます。9月6日に評価していただいた16太陽光発電システム等設置費補助金、9月13日に評価していただいた24農業経営基盤強化資金利子補給金ですが、委員会としての方向性の評価でございますが、後日、意見等を各委員からいただいた結果、若干評価の内容が変わった点がございましたので、ご説明させていただきまして改めてこの場で委員の皆様にも方向性を確認させていただきますのでよろしくお願いいたします。まず、16太陽光発電システム等設置費補助金ですが9月6日の会議の場では、現状維持で継続の意見が3名、縮小して継続の意見が1名で、委員会の意見としては現状維持で継続、少数意見として縮小して継続ということでしたが、その後意見を挙げていただいた結果、現状維持で継続の意見3名のうち1名が拡大して継続の意見に変わりましたので、委員会の意見としてまとめますと、現状維持で継続、少数意見として縮小して継続、拡大して継続ということになりますがいかがでしょうか。

委員長 今の事務局の説明ですが、そのように変更してよろしいでしょうか。

委 員 《異議なし》

委員長 委員会の意見としては、現状維持で継続、少数意見として縮小して継続、拡大して継続とまとめさせていただきます。

事務局 次に、9月13日に評価いただきました24農業経営基盤強化資金利子補給補助金ですが、委員会の場では廃止が3名、縮小して継続が2名ということで廃止を先に記述しまして両論併記と決まりましたが、その後皆様からご意見をいただいた結果、5名の方すべて廃止という意見になりましたので、委員会の意見として廃止としてよろしいでしょうか。

委員長 ただ今の24農業経営基盤強化資金利子補給補助金ですが、5名全員が廃止になっているとのことでするのでそのとおりまとめさせていただきます。よろしいでしょうか。

委員 《異議なし》

委員長 委員会の意見として廃止でお願いいたします。

事務局 意見が、前回の会議録と変わってしまいますので、今日、会議録にこの意見を残して委員会の意見とさせていただきます。

委員長 了解しました。

事務局 それでは、これより本日の会議に入らせていただきます。印西市補助金等評価委員会設置要綱第6条の規定により、委員長が会議の議長を行うこととなっておりますので、藤澤委員長よろしくお願いいたします。

委員長 それでは議題の(1)補助金の評価についてですが、農政課所管補助金の19農業用廃プラスチック処理対策推進事業補助金について要領よく簡潔に説明をお願いいたします。

担当課 農業用廃プラスチック処理対策推進事業補助金について説明させていただきます。まず目的ですが、農業用廃プラスチックの適正処理の啓発、農業用資材のリサイクル、施設園芸農家等へのコスト低減を目的としています。平成24年度の予算計上ですが、補助対象経費につきましては農業用廃プラスチックの適正処理に要する経費で処理費、需要費、役務費及び運搬費でございます。補助率でございますが、処理費については3分の2以内の額で、その他の補助対象経費については2分の1以内の額となっています。処理単価でございますが、1kg当たり39.5円です。内訳ですが全農千葉9.5円、県9.5円、市10.25円、農業者10.25円です。24年度の予算額でございますが、処理費19.75円×40,000kgで79万、運搬費66万6千750円の2分の1で33万3千375円、需要費等で8万4千円の2分の1で4万2千円、合計116万5千375円でございます。24年度の実績でございます

が、処理費 19,750 円 × 28,420 kg で 56 万 1 千 2 百 9 5 円、運搬費 28 万 5 百 円の 2 分の 1 で 14 万 2 千 5 0 円、需要費等 2 万円の 2 分の 1 で 1 万円、合計 71 万 1 千 5 百 4 5 円でございます。補助効果ですが、農業の持続的な発展、農地及び農村環境の保全が図られる。また、廃棄物の再資源化により環境保全が図られるということです。以上で説明を終わりにします。

委員長 それでは、質問させていただきます。

委員 事前に質問させていただきまして回答いただいておりますが、5 年前の前回の答申に対して検討内容はいかがかという質問について、もう少しお聞きしたいのですが、前回の答申の内容は的外れなのか、それともそのとおりである見解なのか伺いたいのですが。

担当課 前回の答申の内容ですが、そのとおりとも言えますが、ガラス温室は 1 番の問題はコスト的な面があります。調べたのですがガラス温室を使っているのは花屋に多いようです。野菜関係の農家に関してはビニールというのが現状です。コスト的な面があって普及が進まない現状です。

委員 今のところ他の代替案はないということですね。

担当課 印西市の農業でいいますと、現状を継続していくという方向性で考えております。

委員 今後の方向としても良い案が出ない限りは続けるということですか。

担当課 そうですね、コスト的なことがありますので。

委員 新しい技術的なものができない限りは続くのですね。どこの市でも同じようなことをやっているのですね。

担当課 はい。

委員 事前質問の回答を作ってもらいましたが、大規模農家の設備改修があった場合は大量の処理量の増が見込まれるから、あらかじめ予算に組み込んでいるけれども毎年残っているということですね。

担当課 処理量は予測しづらいというのが現状でありますので、このような計上になっております。

委員 予測しづらいけど、大量になったら大変だから計上して、毎年繰越しているというのはあまり健全ではないと思います。大規模農家というのは市内に何軒くらいあってどのような定義なのか、次の設備改修がどれくらいの頻度でくるのか予測しておかないと予算の緊張性が欠けてしまうのではないかと思います。必要ということはわかるのですが、単にそういうことを理由に金額を繰越しているというのはちょっと健全ではないですかね。やるのであれば、どれくらいの規模の農家があって、どれくらいのタイミングで出るからこれくらい必要であるという予測をした方がいいと思います。それと、もう1つ市農業用廃プラスチック対策協議会でチェックしているとおっしゃっていますが、市としては中身まではわからないのですか。

担当課 市農業用廃プラスチック対策協議会でチェックしていますが、市に補助金の申請等が提出されますので、根拠等をきちんとチェックして事務を進めております。

委員 どのようなチェックをしているのですか。

担当課 伝票や領収書等で確認しています。

委員 金額が合っているかですね。問題は適切な支出をしているかどうかの確認ですがどういうタイミングでやっているのですか。

担当課 最後に実績報告書を出していただいた時に処理量、運搬費を確認しています。

委員 千葉園芸プラスチック加工会社が独占でやっているということですか。この会社は農協が主体でやっていて、それに自治体が出資していますね。

担当課 この事業をやるために全国農業協同組合連合会と千葉県と県内市町村等が出資してこの会社を設立したという経緯がございます。

委員 こういう会社を設立しないとこの事業は進まなかったのですか。

担当課 処理量に対して処理費のコストの低減にはなっております。例えば民間の産業廃棄物の会社に頼むとこの金額ではできないというようなことです。

委員 24年度の予算計上時に比べて決算が減となった理由をお願いします。

担当課 先程委員からご指摘のあったとおり、予算ベースにおいて年度毎の収量がつかめないということがあるなかで、実績の減という結果でございます。推移はデータとしてとってあるのですが、もう少し長いスパンでの推移も必要になっていくのかと思いま

す。

委 員 繰越金が大きいのではないかと思います。一度市に返して、予測に基づいて計算し直した方が良いのではないのでしょうか。

担当課 今後精査して協議会と話し合い、適正な管理に努めていきたいと思います。

委 員 この事業ができた経緯を教えてください。

担当課 1 番の目的は廃プラスチックの適正処理を図るために千葉県下あげて、きちんと処理していこうというのが本筋です。

委 員 千葉県の事業ですか。

担当課 そうです。

委 員 県が主導して作ったということですね。

担当課 はい。他県でもやり方が違うとしても似たような事業がある県もあります。印西市の農業用廃プラスチック処理対策推進事業補助金は県の補助事業に市の持ち出しを上乗せしている形です。

委 員 処理単価ですが、どういうふうに決まっているのですか。

担当課 処理単価の 39.5 円ですが、平成 19 年 3 月 27 日に千葉県農業用廃プラスチック協議会臨時総会で決定されております。

委 員 事業として収支が合っていくということで金額を決めているわけですね。県が主導して作っている処理会社ですので、どれくらいの規模で合理化があってこの金額になっているというのが知りたいのですが。処理するのにこれだけコストがかかって、人件費がかかっているからこの金額になるよというふうに出しているわけですね。

担当課 毎年株主総会を行いまして、貸借対照表に基づいて審議して諮っています。

委 員 補助対象処理単価は何が除かれて 30 円なのですか。

担当課 39.5 円のベースがありまして、全農千葉の 9.5 円分に関しては、全農千葉から直接廃プラの会社に支払われています。市町村協議会からは 30 円を廃プラの会社

に支払っています。

委員 県が作ったのであれば全市が一律でこういうやり方でやっているけど、各市町村によって補助率が違うわけですね。どうしてこういうばらつきが出てしまうのですか。何を目的に上乗せをしているのですか。

担当課 上乗せすることによって農家の負担軽減になるということで、市として支援していきたいということにより補助をしています。

委員 基本的に農家負担を減らすということで上乗せをしているということであると、それぞれの市の考え方によって、どうやって農家の負担を減らすのかを別のやり方で考えることもできるわけですね。基本的に産業廃棄物ですね。今、リサイクル法の中では排出者の生産者責任ってあるわけですね。ビニールハウスを製造しているメーカーの負担がまったく入っていないのはどうなのかと思います。昭和57年からこの制度が始まっていますが、見直しをしていく時期にきているのではないかと思います。その辺はいかがですか。

担当課 印西市単独で動ける問題ではございませんので。

委員 全農千葉がビニールハウスを生産しているのですか。

担当課 全農千葉は、生産しているわけではございません。製造者については把握していません。

委員 上乗せ分が農家負担を減らすためであれば、市としてできるかわかりませんが、考え方としては製造者にも負担してもらっても良いのではないのでしょうか。独自で作っていくのは難しいと思いますけど、協議会の中で提議するとか見直しを図ってもらった方が良いのではないのでしょうか。

担当課 担当者で集まることもありますし、県の方と接する機会もありますので、そういう場で今後勉強していきたいと思います。

委員 時代が進んでリサイクルの考え方が変わってきていますので、検討をお願いします。

委員長 確認ですけど、プラスチックというのはどのようなものですか。

担当課 農家にあるビニールハウスのビニールのことです。あとは、肥料の袋とか田んぼのあぜシートが主なものです。

委員長 プラスチックというよりはビニールですね。何回もお話に出ていますが、産業廃棄物である以上は原因者負担というのが基本的な考え方で、その考え方は原因者に負担させることによって最終的にはごみの量を減らすのが目的ですね。これはごみを出すとどんどん補助金がもらえる、ごみを出すことが奨励される補助金ととれますよね。

担当課 農家もごみを出すことによってお金がかかりますので。

委員長 だからこそ、原因者負担になっているからお金がかからないようにするためにどんな産業界でも廃棄物を減らしていくわけですよ。農業の場合は、ごみを出すと補助金があるわけだからストップがかからないわけですよ。結果的には出せば出すほど補助金がもらえるようになっていくわけですよ。ごみを減らそうという気持ちにはならないですね。それであれば、ごみが出ない別のものに転換しようとかそういう考え方になるわけですけど、このままだとそのままずるずるした関係になってしまうわけですよ。伺いたいのは、農業の世界ではごみを減らすのにどのような運動をしているのでしょうか。

担当課 農家もごみを出したくて出しているわけではないというのが大前提でございます。ハウスもできるだけ長く使いたいわけですから、止むを得ず交換や改修が出てきた時に排出するものですので、個々の農家は努力されていると思います。

委員長 普通であれば設備の更新の時には、設備を作る方に補助金を出しますよね。廃棄の方には出さないですね。新しい設備を作る時に補助金を出して応援するというのが普通の補助金だと思うのですが。

担当課 もちろんそういう補助金もありますので、活用していただいて、今後の農業経営に活かしていただければと思います。県の補助金でも要件によりますが、改修等に対する補助金もあります。

委員長 そういう形の補助金の方が必要だと思います。設備の大きさ、お金のかかり具合も違うわけですので、廃棄物を処理するよりは、お金がかかるとしますのでそちらの方に着目した方がいいのかと思います。

委員長 他に質問はありますか。無いようですので、この補助金については以上で終わりにします。ありがとうございました。

委員長 続きまして、23小規模土地改良事業補助金について、担当課より説明をお願いい

たします。

担当課 小規模土地改良事業補助金について説明いたします。まず、補助金交付の目的でございますが、市内農家の効率的かつ安定的な農業経営に資するため、農業生産基盤である農地の基盤整備の拡充を推進するとともに、農業生産の向上を図ることとしています。補助対象ですが、農業振興地域の整備に関する法律第6条の規定により指定された区域において、個人が実施する受益面積10アール以上で事業費が10万円以上又は共同施工者2人以上が実施する受益面積が50アール以上の事業が該当となります。補助対象経費につきましては、用排水路の補修、揚水施設及び暗渠排水施設の整備及び農地の区画を整地、整理に要する経費、ただし、揚水施設においては新設のみとなります。補助率でございますが、補助対象経費の2分の1以内の額、ただし個人の場合70万円、共同施行者の場合100万円を限度としております。それから平成24年度の予算の積算根拠でございますが、枠として300万円を確保しております。理由につきましては毎年予算編成の10月時点において、この補助金を活用して整備したいという農家からの要望全て把握することが難しいため枠として予算を確保しています。24年度の実績でございますが、300万円の予算に対して24万775円を支出しております。執行率は約8%でございます。補助金の件数は3件でございます。補助対象経費48万1550円の2分の1の額でございます。補助効果についてですが、補助対象者が所有する水田において、暗渠排水施設の新設を行ったことで農作業の効率化や生産性の向上が図られました。補助金交付の終期の目途ですが、この補助金につきましては終期を定めず実施していきたいと考えています。次に過去に補助率、補助事業の内容等、補助金の見直しの内容ですが、前回の補助金等評価委員会の意見を踏まえまして23年2月に補助金の運用内規を定め、申請者や揚水施設の新設要件等を見直したところでございます。当課の判定ですが、現状維持で継続させていただきたいと考えております。近隣市の類似補助金の状況でございますが、当市を含めて7市の中で八街市、白井市を除く5市で当市と類似の補助金をそれぞれ交付していると状況でございます。以上です。

委員長 それでは質問させていただきます。

委員 事前質問をして回答をいただいておりますが、小規模土地を改良する事業者に補助する趣旨ですが、ご説明のあったとおり補助していない自治体もあるわけですよね、印西市が補助するのは何故でしょうか。本来農家自身ですべきことではないでしょうか。自分の事業ですよね。自分の努力との絡みというのはどのように判断されているのでしょうか。

担当課 たしかにそのような意見も一方ではあると思います。事前質問の回答で答えさせていただいておりますが、農地はそれを以って生産基盤であります。農地法で定義されて

おります。また、食料・農業・農村基本法においても食料の安定な供給を図るために優良な農地を確保していくということで、そのような法律のもと市の総合計画にも農業生産基盤の充実、整備を図っていくというところで、長期の土地改良事業として農家の皆さんに補助金を交付しています。

委員 ただ、小規模という概念ですが、誤解かもしれませんが、ほとんどの方が兼業農家でやっていて他に職業を持っていて休日に作物を作っているというようなところで、果たして今説明された基盤整備ということを解消しているのかどうかという疑問があります。考え方はわかりますが、小規模な土地を奨励するような方向になっているのではないかと思います。専業で農業をやっていて、ちゃんとした事業に育てようということに援助するのはわかるのですが、他に収入があって兼業農家に対してこのような補助をするというのはかえって小規模なところを温存することになると思います。

担当課 そういった考えもたしかにあると思いますが、ただ兼業農家であれ専業農家であれ農地を守って耕作していることは変わらないわけです。平成22年の統計のデータですが、印西市内に販売農家は1,683戸ございます。そのうち専業農家は310戸、パーセントにすると18.4%です。第1種兼業農家が284戸、第2種兼業農家が1,089戸です。

委員 考え方の違いもありますので、意見として受け賜っておきますが、違う考え方もあるということです。それと2つ目ですが回答をいただいた過去9年間の実績を見ますと、昔は執行率が高かったですが最近では1桁台になってしまっていますよね。ですから300万円の予算を計上して実績がこのような結果ということは、そもそも補助金を見直すべきではないかと、そういう時期にきているのではないかと思うのですがいかがですか。

担当課 平成16年度から19年度までは、土地改良法に基づいて設立されました土地改良区が小規模をやったものにも補助を出していましたが、要綱や運用内規の見直しによって、改良区は改良区として農家から維持管理の経費を徴収しているので、改良区に出すのは適切ではないという考えの基に補助対象者を見直したところです。それが平成20年度から実績として執行率が下がってきている現状ではあります。ご理解いただきたいと思います。

委員 趣旨はわかりました。

委員 予算請求額が毎年300万で同じ額でありながら、24年度は該当する方が3件、23年度は1件というように応募が少ないのが現実の問題ですよね。この予算をもう

少し有効な使い方があるのではないかと思いますがいかがですか。

担当課 たしかにここ数年、予算の執行が大変低くて、当課としてもなんとかこの事業を活用して基盤整備していただきたいという思いがございました。8月1日の市の広報紙に小規模土地改良の事業の内容についての記事を掲載して周知いたしました。そうしたところ今年度、既に2件の農家から申請がありまして市として交付決定しています。交付決定済みの額が92万円でございます。過去には、田んぼの暗渠排水施設等で整備したのについて出していたものですが、今回は、畑を整地したり、畑に灌漑用のポンプを配置したり、新規就農の方にも1人事業を発注していただけます。市としても少しPR不足だったという反省点はございますので、定期的に農家の皆さんに広報紙等を活用しながら、またいろいろな機会を捉えながら周知していけば、この事業を使って整備していきたいという農家の方がいるのではと思っております。

委員 合併して、旧印旛村、旧本埜村地区の方が多いのですか。

担当課 平成22年3月に合併ですので、予算的には22年度からですが、22年度の執行は157万4千円ですが、こちらも2件の補助金の件数だったのですが、1つは旧印西地区、1つは本埜地区からの申請でございます。23年度の1件の15万7千500円は旧印西地区、24年度の3件は2件が旧印西地区、1件が旧印旛地区でございますので、それぞれの地区でこの補助金が活用されています。

委員 暗渠施設とか揚水施設の整備や用排水路の補修の事業が多いようなのですが水に不自由しているのですか。

担当課 土地改良法に基づいて設置されました土地改良区が田んぼについては灌漑用用水を手当しております。ただ、谷津田の末端は、なかなか整備が進んでいないところがありますので、旧印西地区ですと、谷津田の農地を持っている方が何人か集まって自分達で共同の井戸を掘って活用されているようです。

委員 この補助金が始まったのは昭和54年から始まっていて、平成20年に制度の改正があったのですか。

担当課 前回の補助金等評価委員会の意見を踏まえて揚水ポンプの新設についてどうなのかという話があったので交付要綱はそのままですが、運用規定を農政課で定めまして、まず16年度以降、この補助事業を使った方にはご遠慮いただくとか要件をまとめまして現在運用しています。

委員 改良区の場合は公費負担はどれくらいですか。

担当課 印西市には、印旛沼土地改良区、手賀沼土地改良区、木下土地改良区の3つの土地改良区がございます。それぞれ土地改良施設の修繕、ポンプや電気設備が故障した等の修繕に対する経費については、補助率は一概には言えないのですが100万円程度の負担金としてそれぞれに対して計上しています。

委員 何が聞きたいかという、農地の基盤整備をする時にどれくらい農家が負担してどれくらい公費が負担すべきなのか、2分の1が適正な按分なのかを知りたいので、改良区の場合にはどれくらいの公費負担で、小規模の場合は2分の1でいいのかどうかということを知りたいのですが。

担当課 一般的な土地改良事業といいますと、法手続きに基づいて国営事業、県営事業、土地改良区がやる団体事業があります。事業によって補助率が決まっています、基本的には国が半分出します。残り半分は県や市町村や土地改良区で負担割合を協議して決めて負担していますので、土地改良事業全般に少なくとも半分は公的機関が負担しています。

委員 わかりました。この補助金は、対象者を読むと面積が50アール以上で農業をやるという者でも現在農家でない方でも受けられる補助金ということですね。

担当課 基本的には農家で、農業委員会の農家台帳に登録されている方で、現に農地を自分で持たれている方、誰かから借りて農作している農地ということで考えていますので、農家要件を満たしていない方には基本的には補助していません。

委員 現状は補助していないけど、要綱上は補助できるということでもいいですか。

担当課 個人という表現になっていますが、農家以外の方に補助したケースはありませんし、農政課としても当然農家要件を満たした方に補助していきます。

委員 農業をやるにあたっては、水をどう確保するかは大事ですね。新規の方にやっていただくようにするためには、公的な面で水の心配を無くしてあげる、そういうことが非常に大事だと思います。だからポンプだけでなく井戸を掘ったりする経費等も対象にしてもいいのかと思いますが、既に対象になっていますか。

担当課 それに関しては、揚水施設の補助の対象になっております。

委員 補助要件を拡大するというか、新規に始めやすいように見直しをして獲得している予算を使っていただき、農地を耕作していただくように努めていただきたいと思います。

す。

委 員 この補助金の対象となる事業、土地改良の需要というか必要性はどれくらいあるのですか。今後時間とともに変わっていくものなのかどうなのでしょう。

担当課 こちらの補助対象としているものについては、用排水路の補修とか揚水ポンプの設置とか田んぼの暗渠排水施設の新設は、農作業をするのに必要なものです。

委 員 1回補助金を出すと対象外になっていますよね。常に使っていて壊れたらまた補助対象となるのですか。

担当課 今年度、前に補助金を使って揚水施設を整備した地区から7月の終わりに激しい落雷があって揚水ポンプが壊れてしまったので、この事業を使いたいとお話があったのですが、運用上新規のみということで、災害上壊れたのですが説明をして納得していただきました。

委 員 私が伺いたいのは、PRしたから問い合わせが来たというお話がありましたが、知らないから増えないのか、必要性が無いからなのかどちらなのでしょう。

担当課 農家の方からこの補助金を使ってやりたいという相談は受けていたことはありましたが、農家の都合だったり、自分で整備していく計画に合わなくなったりして申請が無かったというのはここ数年あったわけですが、実際農業をやる上で施設の整備は必要になると思われますので、需要はあると思います。

委 員 補助があっても農家の方の負担もあるわけですから、本当はやりたいけどできないということもあるのですか。件数が少なくなっていますよね。

担当課 平成23年度は1件しかなかったですが、件数はさほど変わっていないです。

委 員 件数が変わってなくていいのですか。土地を改良することには、いろいろな目的がありますよね、それを少しずつやっていく方向なのか、もっと積極的にやってもらおうとするのかどうなのでしょう。

担当課 いろいろな形で規模を拡大していく中で、こういった事業があるので市でもいくつか提案しているのですが、この補助金がありながら自分でやっている方もいると思いますので、過去2年間執行率が低かったという反省点を踏まえて広報紙に掲載させていただいて、今年度については既に100万円近い交付決定をしていますので、いろいろな機会を通じてこの補助事業の周知を農家にしていきたいと考えています。

委員長 先程お話ありましたけど、田んぼでなくて畑もということでしたけど、前から畑も需要があったのですか。

担当課 過去の実績を見ると田んぼの暗渠排水の整備や揚水整備についての需要が多かったです。

委員長 わかりました。私から以上です。

他に質問ありますか。無いようですので以上で終わりにします。おつかれさまでした。

委員長 委員長 それでは、委員会としての今後の方向性を決定したいと思います。まず19農業用廃プラスチック処理対策推進事業補助金についてお伺いします。

委員 私は、現状維持で継続です。

委員 私は、縮小して継続です。

委員 私も、現状維持で継続です。

委員 私も、縮小して継続です。

委員長 私は、廃止です。

では、委員会としての今後の方向性については、縮小して継続を上にして、現状維持で継続と両意見で、廃止を少数意見とさせていただきます。

次に、23小規模土地改良事業補助金についてお伺いします。

委員 私は、現状維持で継続です。

委員 私は、この補助金はもう役割は終わったと思いますので廃止です。

委員 私は、現状維持で継続です。

委員 私は、拡大して継続です。

委員長 私は、廃止です。

では、委員会の意見としての今後の方向性については、現状維持で継続と廃止の両意見で、拡大して継続を少数意見とさせていただきます。

委員長 続きまして、20植物防疫事業補助金について、担当課より説明をお願いいたします。

担当課 植物防疫事業補助金でございますが、良質米の安定生産と稲作経営の向上、農業者の高齢化に伴う省力化等を図るため無人ヘリコプターによる水稻防除を現在実施しております。22年3月に合併しました時点で、有人ヘリコプターから無人ヘリコプターに変わりまして、有人ヘリコプターはある程度の高さから散布していたため散布範囲が広がったのですが、現在は市内全域を無人ヘリコプターで出来るだけ低飛行でピンポイントに散布できるようになりましたので、薬剤の飛散が抑えられるとともに、より水田の散布の選択をできるようになりました。広域的な防除ということで、個人防除に比べて実施時期も周知もできますし、個人防除ですと、いつだれが、どんな薬剤で行っているかわからないですので、そういった面でも集団防除は、有効であると考えております。過去の経緯としましては、20年度の補助金等評価委員会の際に事務局が市であるのはおかしいのではないかという意見が出ましたので、21年度より事務局を農協に移管しまして、現在に至っております。補助金の内容としましては、ヘリコプターのチャーター料の半分の補助となっております。薬剤等は個人負担となっております。以上で説明を終わりにします。

委員長 では、質問にさせていただきます。

委員 薬剤費やその他の経費というのは、それぞれの団体が支払うのですか。

担当課 農協が事務局をやっている植物防疫協会がみなさんから1,650円集金しまして、その中で支払っています。

委員 ヘリコプターでの薬剤散布は、薬害の影響はないのですか。

担当課 薬剤に関しましては、安全基準がありますので問題ないと思います。

委員 植物防疫協会の事務の内容は、無人ヘリコプターの運航予定とか散布するエリアの調整とかそういったことをなされているのですか。

担当課 補助金を出しているから農協にすべて任せているわけではなく、日程の周知やエリア分け等については、相談を受けています。

委員 この補助金は、既に白井市と我孫子市がやめているということですが、やめた経緯は把握していますか。

担当課 把握はしていません。植物防疫協会がやらないとしたか、市が補助金を出すのをやめたかと思うのですが、米の生産農家が多い中で集団防除をやらなくていいのかなとは思っています。

委員 できれば把握していただきたいです。今のお話だと基幹産業として、お米を作っている市において集団防除をやらないというのは、考えられないということですよ。やめた後は農家が個々に契約してやっているのか、どうやっているのか把握した方がいいと思います。

担当課 個人防除に変わっているとは思っています。

委員 言い方が間違えているかもしれませんが、お付き合いでやっている農家もあるのではないかと思います。個人でやってもいいのですが、周りがみんなでやっているから足並み揃えてやるという農家もいるかもしれないですよ。

担当課 個人で防除をやるのと、お金を払って集団防除をやるかだと、集団防除の方が楽だと思います。今は散布するかしないかの申込みをとっています。ラジコンヘリの場合、申込のあった場所だけ散布できますので、自分の家がやらないから地域の人に迷惑もかかるということもありませんので、付き合いということはないと思います。

委員 こういうものこそ、農家が自分で出すものだと思うのですが。集団で有人ヘリで広大な田んぼに公のお金で全体に散布して病害虫が大量に発生して市の経済に影響受けないように昔はやっていたと思うのです。今は、個々に契約して歯抜けでも大丈夫ということであれば、協会に補助金を払って、公で面倒を見なくても農家が自分の収量を上げたいと思えば、個人で契約してやっていけばいいと思います。農政関係の補助金って多いですよ。基盤整備とか1つの農家で負担が大きいところは、必要だと思いますが、生産量とか農家の努力によって上がってくるものに対しては、農家に努力してもらった方がいいと思います。だから収量が落ちるとか上がるとかいうところまで補助する必要があるのかと思います。

担当課 どこまで行政として力を入れるべきなのか難しいところではあります。今までの流れとしては水稻の防除については薬剤とヘリコプターのチャーターは出し過ぎだということでヘリコプターのチャーター料の半分だけの補助をすると縮小してきました。

委員 前回の答申から変わったというところは、無人ヘリになったことと事務局が移ったということでわかりましたが、植物防疫協会の収支で繰越金が出ていますよね。先程

の話にも絡むのですが、例えば今は、ヘリに対して補助金が2分の1だけれども、それを減らしたらどのような影響があるでしょうか。

担当課 今は10a当たり1,650円集めているのですが、実際は、精算したら1,500円だったという時には、集めた人に150円返せばいいのですが、手間が大変なので繰越金という形で毎年残っていると聞いています。

委員 繰越金がこれだけ多いので、補助金がなくてもいいのではという話になりかねないと思うのですが。

担当課 集めた方への精算をお願いしたいのですが人数が多くて難しいようです。

委員 お話の途中ですが、市の補助金の額を減らせばいいのではないですか。

担当課 ヘリコプターのチャーター料の半分にしていますので、それを減らしてしまうと根拠がなくなってしまうので。

委員 これだけ繰越金があるのは異常ですね。補助金の在り方、額、補助率について見直しが必要だと思います。

担当課 補助金を減らすと、集める額が増えますので。

委員 お話の途中ですが、他の市だと印西より少ない補助金額でやっていますよね。補助率2分の1が決まっているから、余ったお金はみんなに返すというのは、本末逆転していませんか。市民の税金ですよ。足りないから補助金を出すのですよね。印西市の補助率2分の1というのが適切かどうか判定していますか。佐倉市は3分の1ですよ。農家が自分の収量を上げるために市から補助金をもらって薬剤をまいて市民の健康を害していることもあると思います。先程もお話がありましたけど、我孫子市と白井市が集団防除をやめて、農家がどういう対応をしているのか、市がどういう指導をしているのか調べていただきたいです。一般市民に害がないように、薬剤をまき散らす量を少なくする方法はないか、他にも方法がないか研究してください。もう1つは事前質問で書いてありますが、繰越金が多いので、補助率について適正な率が出ていない以上2分の1から下げるべきです。ヤンマー農機販売、ワイズファクトリーとはどういう関係ですか。

担当課 空中散布の業者です。空中散布の業者は限られているようで、植物防疫協会の郡の会議の時に決めているようです。

委員 事前質問の回答の中で入札していないと書いてありますが、この値段は適正ですか。植物防疫協会に任せているからわからないですか。それでいいのでしょうか。3千万円は巨額ですよ。入札でやるのであれば適正価格になるでしょうけど、今のままでいいのでしょうか。何社か業者があるなら入札をして最適な業者を選ぶべきだと思います。それと、農家、散布面積は、減っているけど金額は増えていますね。25年度も予算が増えていますけど予測が困難ということですか。

担当課 毎年、4月に申込を受けて希望をとっていますので、予算積算時期には、予測が難しい状況です。

委員 それと、余剰金もそうですが予備費も多過ぎますよね。そういう予算の組み方でいいのでしょうか。

担当課 改善していかなければいけないと思います。

委員長 今、いろいろご意見が出たのは、やはりこの団体は補助金をもらえなくてもやれる団体ではないかなと印象に残りました。それから、柏の一部についても補助しているというのはどういうわけですか。

担当課 印西の方が旧沼南の柏に土地を持っているので、一緒にやっているものです。

委員長 一緒にやるのはいいですが、補助金の対象にするというのうは柏を応援していることになりますよね。

担当課 そのような場合は、単価が1,650円ではなくて2,150円で、金額を高くしています。

委員長 補助金の対象ではないと思います。それから、先程から補助率のご指摘がありましたが、ヘリコプターのチャーター料の2分の1の補助ですが、農家にとっては、その分菓を撒く農務作業が減るわけですよ。そういう面で言えば、ヘリコプターのチャーター料だけじゃなくて、農家の働く分も応援していることになりまして、結果的には2分の1以上の補助をしていることになるのかと思ひまして、2分の1の補助率は、高いかと思います。昭和30年以来の長い補助金のようなので、そうすると地域はだいぶ変わったと思います。印西市においても、その当時はかなり農家が多くて一般の住宅も少ない状況でした。稲作をめぐる環境というのは都市化によって随分変わったのだらうというような感じがします。基幹産業という話もされましたけど、基幹産業の位置は、もう降りたのかなという感じはします。

委員長 他に質問ありますか。無いようですのでこれで終わりにします。

続きまして、21家畜防疫事業補助金について、担当課より説明をお願いいたします。

担当課 家畜防疫事業補助金について説明させていただきます。BSEや鳥インフルエンザ等、消費者の食の安全や環境への関心が高まる中、家畜伝染病予防による予防接種並びに環境汚染の予防及び防止の事業に交付を行っています。これは平成16年度に印西市の畜産協会と家畜防疫協会の2本立てで団体がありまして、その構成員が同じということとして、家畜防疫協会になって継続して補助しています。千葉ニュータウンの都市化が進む中で、臭いの問題も出てきてまして、それと成田空港からの観光客が農場に来ることがあるので、伝染病予防が必要ということで家畜防疫協会に防疫事業を取り組んでもらっています。

委員長 では、質問させていただきます。

委員 もしも伝染病等が発生した場合、家畜防疫協会はどのような役割をするのですか。

担当課 発生してしまった場合は、県や市が移動禁止等の措置や焼却処分を行います。発生させないために頑張ってもらっている団体です。個々の農家で防ぐよりも団体で情報交換しながら予防をしていただいています。

委員 協会のことをもう少し聞きたいのですが、構成は農家数10件でいいですか。

担当課 5月に1件廃業しまして9件です。

委員 そのほとんどは養鶏ですか。

担当課 いいえ、乳牛が3件、豚が3件、採卵系が3件です。

委員 協会に入っていない農家もいますか。

担当課 畜産農家については、全員入っています。

委員 研修会があるようですが、全員出席されていますか。

担当課 会長が出席しています。

委員 研修されたことについて、農家の中で共通理解が図られていますか。要するに予防するための協会ということであれば、農家すべてが協会に入って、家畜伝染病につい

ては、最新の情報をしっかり把握したり、きちんと予防事業をすることによって、初めて補助金の対象と認められると思います。協会存続のために補助金を出しているわけではないのです。

委 員 前回の委員会の意見の中でも公益性、効果に疑問が残るという話がある中で、この5年間で何が変わったのかわからないのですが。それと、市としてこの補助金はどこまで続けていこうとしているのでしょうか。

担当課 畜産農家は、周りの環境や後継ぎの問題で、だんだん少なくなっていますが、ある限りは防疫事業をしていただきたいで続けていこうと思っています。

委 員 今のまま続けるのではなく、もう少し有効なお金の使い方を考えてほしいです。

委 員 事前質問に対する回答をいただいておりますが、動力噴霧器が15万円となっておりますが、毎年購入していますか。

担当課 毎年ではないです。

委 員 どういうものですか。

担当課 車のタイヤ等に消毒液を撒くものです。

委 員 毎年、類するものを組合として買っていますか。みんなで利用しているのですね。そういう補助金なのですね。

担当課 そのとおりです。

委 員 予防接種の費用6万2千円くらいと載っていますが、こういうもので使うのであれば有効だと思うのですが、その他、もっと有効的な使い方はありませんか。

担当課 今後は改善していけたらと思います。

委員長 調書の会費の欄に、23年度は13万円、24・25年度は9万円と書いてありますが1人1万円の会費ですか。

担当課 そのとおりです。

委 員 防疫事業で、現在、今1番心配していることは何ですか。

担当課 県からは、鳥インフルエンザ等の情報はきます。鳥インフルエンザは、渡り鳥が運んでくるので防ぐのが難しいと思います。新種の伝染病が発生したということは聞いていません。

委員長 鳥小屋に他の鳥が入らないようにするような設備的な補助はあるのですか。

担当課 ありません。自己防衛してもらっています。

委員長 むしろそういう大規模設備の方の補助金を手厚くした方がいいと思いますが。補助の対象等をもう少し見直した方がいいと思います。農家の方もそういうことに、やる気はあるのですか。

担当課 これからお金をかけて設備を改修していくという意欲はほとんどないと思います。

委員長 他に質問ありますか。無いようですのでこれで終わりにします。

続きまして、22食料自給率向上事業補助金について、担当課より説明をお願いします。

担当課 食料自給率向上事業補助金について説明させていただきます。国の政策で生産調整と言われている食料米水稻以外の作物を作った者に対して、少量の面積ではなくてある程度まとまった面積で補助していこうというもので、合計面積3ha以上で、最低でも1.5ha以上のまとまった土地で作った者に対して1㎡当たり15円、実施面積によって補助しているものであります。昨年の実績ですが、牛用の餌であるWCS稲、大豆、飼料用米がありました。このような飼料用米とか大豆を作ると主食米水稻の方が割が良く、逆に転作にすると売り上げが落ちてしまうというようなことがあり、なかなか転作が進まないのですが、市だけではなく国が経営所得安定対策という政策をやって補助金を出していますが、それを出しても主食米を作った価格よりも下回ってしまうということもございまして、市でも補助をしてなるべく主食用米水稻と同じ水準になるように補助しているものでございます。以上で説明を終わります。

委員長 それでは、質問させていただきます。

委員 食料自給率向上というのはどういう意味ですか。

担当課 印西市の米は、県の目標面積よりも過剰に作られている地域ですので、米以外の作物の自給率を上げようという取り組みです。

委 員 目標値はあるのですか。

担当課 今、実際に目標より米が800haくらい過剰に作付になっているので、少しでも抑えたいというのがありますが目標値は設定していません。

委 員 毎年補助しているということは、転作しているところがあるということですね。

担当課 はい、あります。

委 員 印西市で補助しているのですよね。

担当課 はい、市の補助です。

委 員 印西市で補助しなければいけないという法律はありますか。

担当課 法律ではないです。

委 員 補助を止めたらどうなりますか。

担当課 千葉県平均の主食用米の所得の額等を事前の質問の回答に載せてありますが、千葉県平均で主食用米で4万3千円くらい、今回のように取り組んでもらっている方については大豆だと2万9千円くらい、飼料用米だと2万円くらいで、これは国の補助が入っているのですが、主食用米水稻を作った方が農家にとってメリットがあるという形になっているものですから、国や市が生産調整をやって下さいとお願いをする時に所得が下がってしまうのでお願いしづらい状況ではございます。

委 員 それで市は困るのですか。

担当課 国の施策でそうなっていますので。

委 員 農家は、主食米をもっと作ると困りますか。

担当課 過剰供給だと原価が下がるということがあります。

委 員 近隣だと四街道市や八街市や白井市は補助していないですよね。

担当課 水稻が少ないかもしれません。

委員 基本的なことで、どうして印西市が食料自給率を補助するのかなと思います。500万円は大金ですよ。稲を作った時と同じ所得を補償しようということですけど、他の補助金にまわした方がいいのではないかと思います。

委員 他市では補助金を交付していないところもあるので、そういうところがどのようにしているのか研究してみたいかと思いますが。この補助金のお金を他の必要なところに使った方がいいのではないかと思います。

委員 この補助金の形ですけど、団地化を条件にしていますよね。どうしてでしょうか。

担当課 食用米と比べて所得が少ないということもありますので、小さい面積で補助金を出すよりも、ある程度まとまった面積の方が、少しでも収量も増えて所得も増えるということです。当初は1.5ha以上あれば補助金を出していたのですが、23年度に面積の見直しを行いまして3ha以上にした経緯があります。

委員 小さい面積でも転作をされる方が増えればいいのではないかと思います。そうすると補助額も多くなるので、効率的な面から言って団地化した方がいいという判断ですよ。米に比べて収益が少ないというのは、個々に確認しているわけではなくて全体的な統計ですか。

担当課 県の平均値で計算しています。

委員 個々には確認していますか。

担当課 農協で確認しています。

委員 国の政策として市として協力している面が大きいと思いますが、もし補助を出すのであれば転作して転作作物がもっと収益が上がるような補助をすべきかと思います。例えば大豆に転作したのであれば、大豆でお米並みの収益が得られるような仕組み作りの部分に補助をすべきだと思います。

担当課 今後研究していきたいと思います。

委員長 かつては、国から転作のための休耕田の割当みたいなものがあったと思いますが、今はどうなっているのでしょうか。

担当課 内容的には同じですが、昔は何ha休んでくださいという配分だったのが、今はこの面積だけ米を作ってくださいという形になっています。

委員長 休まないといけないところには、こういうような補助金で転作を奨励することになるのですか。

担当課 そのとおりです。

委員長 そうすると、この補助金はいつまで続くのですか。一旦転作した場合、何年補助するのですか。

担当課 毎年です。

委員長 作物としては、大豆と飼料米程度に限られるのですか。他の作物はどうですか。

担当課 今のところ大豆と飼料米とWC S 稲しか実績はないです。

委員長 片方で食料自給率の向上と言いながら、決まったものしか作らないとなると、実際は印西の家庭の食卓にのることはないのかなと思います。いろいろな作物を研究して増やすということにはならないですか。

担当課 県とも話してはいますが難しい状況です。

委員長 この補助金は、国の農業政策で休まなければいけないことの穴埋めであるということになるのですかね。国の政策が続く限りこの補助金が続いていくという関係になっているのでしょうかね。

委員長 他に何か質問ありますか。
無いようですので、これで終わりにします。おつかれさまでした。

委員長 それでは、委員会としての今後の方向性について、意見を伺いたいと思います。20植物防疫事業補助金についてお伺いします。

委員 私は、縮小して継続です。

委員 私は、廃止です。

委員 私も、廃止です。

委員 私も、廃止です。

委員長 私は、縮小して継続です。

では、委員会としての今後の方向性については、廃止を上にして、縮小して継続と両意見とさせていただきます。

次に、21家畜防疫事業補助金についてお伺いします。

委員 私は、廃止です。

委員 私は、縮小して継続です。

委員 私も、縮小して継続です。

委員 私は、廃止です。

委員長 私は、縮小して継続です。

では、委員会としての今後の方向性については、縮小して継続を上にして、廃止と両意見とさせていただきます。

次に、22家食料自給率向上事業補助金についてお伺いします。

委員 私は、現状維持で継続です。

委員 私は、廃止です。

委員 私も、廃止です。

委員 私は、現状維持で継続です。

委員長 私は、縮小して継続です。

では、委員会としての今後の方向性については、現状維持で継続と廃止と両意見として、縮小して継続を少数意見させていただきます。

委員長 それでは、本日のヒアリングはすべて終了しましたので、以上で第6回補助金等評価委員会を終了します。ご協力ありがとうございました。

平成25年10月2日に行われた第6回印西市補助金等評価委員会の会議録は、事実と相違ないので、これを承認する。

会議録署名委員 藤 澤 進

会議録署名委員 関 川 弘 和